

（注意事項）

- ①2018年版では、[確認事項]の最後に「上記の第（ ）項については、確認を保留する」という確認事項を置いていたが、すべて削除した。
- ②[確認事項]の中で「確認」できなかった項目がある場合、又はその他メモをしておきたいことがある場合は、[確認事項]下部の<メモ>[確認できなかった事項の理由・今後の課題等]欄にその旨記入していただきたい（この欄の見出し文言も変更した）。
- ③本確認書の冒頭にある<前文>は、<2018年初版前文>とし、そのまま置いている。

I. 監査等委員会の運営 1-1. 監査等委員会の組織と運営方法 p. 3～p. 4

	2018年版	2020年版	理由・根拠
説明	<新設>	<p>（監査等委員である取締役の報酬等）</p> <p>(4)監査等委員の報酬等については、定款又は株主総会で監査等委員以外の取締役の報酬等と区別して定める（会社361①②）。定款又は株主総会の決議で監査等委員全員の報酬総額のみを定めた場合は、個々の監査等委員に対する配分は、その総額の範囲内において、監査等委員の協議により定める（会361③）。協議は全員一致で決定する。</p> <p>原文の番号(4)⇒(5)に繰り下げた。</p>	監査等委員の報酬等に関して2018年版では記述がなかったため、監査等委員会の運営に関わる事項として[説明]に追加した。

I. 監査等委員会の運営 1-2. 監査等委員会の主な決議事項 p. 5～p. 6

	2018年版	2020年版	理由・根拠
説明	<p>（会計監査人の再任、選任・解任・不再任の議案の内容の決定）</p> <p>(3)監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定める（会社規126四）。会計監査人の再任の適否についても毎期検討する。現任の会計監査人を解任、不再任とする場合は、新たな会計監査人候補者を速やかに検討</p>	<p>（会計監査人の再任、選任・解任・不再任の議案の内容の決定）</p> <p>(3)監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定める（会社規126四）。会計監査人の再任の適否についても毎期検討する。現任の会計監査人を解任、不再任とする場合は、新たな会計監査人候補者を速やかに検討</p>	（改訂部分は、次ページ）

<p>し、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任、不再任に関する議案の内容を決定する（会社 399 の 2③二）。会計監査人が欠けた場合、又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合で、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査等委員会は、一時会計監査人を選任しなければならない（会社 346④）。</p> <p>（報告徴収権・調査権を有する監査等委員の選定）</p> <p>(6)監査等委員会は、取締役、内部監査部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査するための監査等委員をあらかじめ選定する。また、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査するための監査等委員を選定する。報告の徴収又は調査に関して監査等委員会の決議があるときは、監査等委員は、これに従わなければならない（会社 399 の 3）。</p>	<p>し、株主総会に提出する会計監査人の選任、解任、不再任に関する議案の内容を決定する（会社 399 の 2③二）。選任議案に関し株主総会参考書類に、監査等委員会が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由、その他会社法施行規則 77 条に定める事項が記載されていなければならない。会計監査人が欠けた場合、又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合で、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査等委員会は、一時会計監査人を選任しなければならない（会社 346④）。</p> <p>（報告徴収権・調査権を有する監査等委員の選定）</p> <p>(6)監査等委員会は、取締役、内部監査部門その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員をあらかじめ選定する。また、子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況を調査する監査等委員を選定する。報告の徴収又は調査に関して監査等委員会の決議があるときは、監査等委員は、これに従わなければならない（会社 399 の 3）。</p>	<p>会計監査人の選任等の議案を株主総会に提出するとき、株主総会参考書類に記載しなければならない事項は、法定事項であり、監査等委員会としての議案の内容の決定に深く関係するので、付記することにした。</p> <p>文脈を整える修正。 2018 年版原文のうち下線部「ための」を削除した。文意に変更はない。</p>
---	--	---

II. 監査等委員会の監査の環境整備

p. 7 ~ p. 9

	2018 年版	2020 年版	理由・根拠
<p>確認事項</p>	<p>□ 5. 監査等委員会は、補助使用人等の設置の必要性、その職務内容、人数・専門性・能力、及び監査等の業務執行に係る予算措置などについて検討した。</p>	<p>□ 5. 監査等委員会は、補助使用人等の設置の必要性、その職務内容、人数・専門性・能力、及び監査等の業務執行に係る予算措置などについて検討し、必要と認めるときは、代表取締役等又は取締役会に意見表明をした。</p>	<p>監査等委員会の監査等環境の整備については、監査等委員会で検討するだけでは不十分で、必要と認めるときは意見表明をしたか、までを標準的な職務とするのが適切と考え、付記することにした。</p>

	2018年版	2020年版	理由・根拠
説明	<p>(会計監査人との連携)</p> <p>(5)監査等委員会は、監査を実効的かつ効率的にするために、会計監査人との連携体制も適切に整備する必要がある。会計監査人と定期的に意見交換する場を持ち、会計監査の方法や状況、監査結果について報告を受け、また監査等委員会から会計監査人の監査に関係すると思われる事項の情報提供を行うなど、会計監査人と緊密な連携を保つ。</p>	<p>(会計監査人との連携)</p> <p>(5)監査等委員会は、監査を実効的かつ効率的にするために、会計監査人との連携体制も適切に整備する必要がある。会計監査人と定期的に意見交換する場を持ち、会計監査の方法や状況、監査結果について報告を受け、また監査等委員会から会計監査人の監査に関係すると思われる事項の情報提供を行うなど (上場会社等の場合「監査上の主要な検討事項 (KAM)」の協議を含む)、会計監査人と緊密な連携を保つ。</p>	<p>上場会社等の場合、2021年3月期より監査人(監査法人)は、監査等委員会と協議した上で「監査上の主要な検討事項 (KAM)」を財務諸表監査の監査報告に記載することになった。同じ監査法人が会計監査人に選任され一体的監査を進める。「KAM」についても会計監査人(監査法人)との意見交換の内容としてここに含めた。</p>
監査等のツボ	<p>(3)監査等委員会は、内部統制システムの監査において、内部監査部門等との連携が不可欠である。内部監査部門等が内部監査を適切に実施できる環境にあるかをまず監視、検証し、必要と認めたときは、代表取締役役に提言したり、取締役会で提案したりすることも重要な職務である。</p>	<p>(3)監査等委員会は、内部統制システムの監査において、内部監査部門等との連携が不可欠である。内部監査部門等が内部監査を適切に実施できる環境にあるかをまず監視、検証し、必要と認めたときは、代表取締役役に提言したり、取締役会で提案したりすることも重要な職務である。また、内部監査部門等の職務の執行の実効性及び独立性の確保の観点から、監査等委員会は、内部監査部門の長に対する人事や予算についての一定の権限(人事・予算の決定に関する同意権等)を持つことも有効な選択肢となる。</p>	<p>内部監査部門等との連携では、2018年版の原文に加えて、内部監査部門の人事や予算の決定に関与することも重要と考えられるので追記した。日本監査役協会「監査役等と内部監査部門との連携について」(平成29年1月13日)にも同様の提言がされている。</p>

	2018年版	2020年版	理由・根拠
確認事項	<新設>	<p>□2. (上場会社等の場合、上記□1に関連して) 監査人から「監査上の主要な検討事項 (KAM)」の候補項目等について報告を受け、質疑応答を行った。(監査人とは、公認会計士又は監査法人を指す)</p> <p>2018年版の番号□2以下を、順に繰り下げた。 □2⇒□3、□3⇒□4、□5⇒□6、□6⇒□7、ただし、最後の□7は、削除した。</p>	<p>上場会社等の場合、監査等委員会として「KAM」について協議することが標準的職務となるため、追加した。</p> <p>監査人について補足を付記した。</p>
説明	<p>(会計監査人との連携)</p> <p>(2)監査等委員会は、会計監査人から重点監査項目、監査日程、監査要員の配置等の会計監査計画の概要の説明を受ける。また、会計監査人と定期的に意見交換を行って、会計監査人の監査の環境が適切かどうかを確認するとともに、会計監査に関する報告や資料を受ける。監査等委員会は、業務監査で知り得た情報のうち会計監査人の監査に参考となる情報を提供するなど、会計監査人と緊密な連携を図るように努める。</p> <p>(金商法における監査人の報告義務)</p> <p>(5)監査法人等が、法令に違反する事実(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む)を発見したときは、<u>監査等委員(会)</u>に書面で通知しなければならないとされている(金商法193の3、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条)。また企業会計審議</p>	<p>(会計監査人との連携)</p> <p>(2)監査等委員会は、会計監査人から重点監査項目、監査日程、監査要員の配置等の会計監査計画の概要の説明を受ける。また、会計監査人と定期的に意見交換を行って、<u>会計上の課題、コーポレート・ガバナンス、内部統制又は業務プロセスにおける課題等、リスク情報を共有するために幅広いコミュニケーションとなるように努めなければならない(上場会社等の場合、「監査上の主要な検討事項 (KAM)」に関する協議を含む)</u>。会計監査人の監査の環境が適切かどうかについても確認する。監査等委員会は、業務監査で知り得た情報のうち会計監査人の監査に参考となる情報を提供するなど、会計監査人と緊密な連携を図るように努める。</p> <p>(金商法における報告義務)</p> <p>(5)<u>公認会計士又は監査法人</u>が、法令に違反する事実(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む)を発見したときは、<u>監査等委員会</u>に書面で通知しなければならないとされている(金商法193の3、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条)。また企業</p>	<p>会計監査人との意見交換の内容については、会計上の課題に限らず、内部統制など幅広いコミュニケーションが望まれるため、2018年版の原文を修正した。</p> <p>日本監査役協会と日本公認会計士協会「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」(平成30年1月25日改正)及び日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(2019年2月27日)でも同様の趣旨が述べられている。</p> <p>金商法、監査証明内閣府令の記述では、「公認会計士又は監査法人」と表記されているため、その通り表記した。</p>

<p>説明 つづ き</p>	<p>会が定めた「監査における不正リスク対応基準」（平成 25 年 3 月 26 日）においては、「監査法人等は、会計監査の各段階において監査等委員会と協議をするとともに、不正による重要な虚偽の表示があると判断した場合、特に経営者の関与が疑われる不正を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めなければならない」と規定されている（不正リスク対応基準 第二 17・18）。監査等委員会は、これらについて監査法人等と認識を共有し、適切に対応しなければならない。</p> <p><新設></p>	<p>会計審議会が定めた「監査における不正リスク対応基準」（平成 25 年 3 月 26 日）においては、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）は、会計監査の各段階において監査等委員会と協議をするとともに、不正による重要な虚偽の表示があると判断した場合、特に経営者の関与が疑われる不正を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告し、協議の上、経営者に問題点の是正等適切な措置を求めなければならない」と規定されている（不正リスク対応基準 第二 17・18）。監査等委員会は、これらについて監査人と認識を共有し、適切に対応しなければならない。</p> <p>（監査人による法令違反の発見）</p> <p>（6）日本公認会計士協会は「違法行為への対応に関する指針」（2019 年 9 月 17 日最終改正）を定め、監査人（公認会計士又は監査法人を指す）が監査契約をする会社の取締役、従業員等の違法行為又はその疑いに気付いた場合、経営者及び必要に応じて監査役等に報告し対応を促さなければならないとしている。この場合の違法行為の対象となる法令には、財務諸表の作成・開示に関して遵守すべき法令のみならず、汚職・贈収賄、マネーロンダリング、情報保護、環境保護、公衆衛生・安全等に関する法令など広範囲の法令が含まれる。監査等委員会は、法令に従った事業活動が行われるように監視するとともに、監査人から報告を受けたときは、迅速に調査し、是正するように行動しなければならない。</p> <p>2018 年版原文の番号 (6)⇒(7)、(7)⇒(8)に繰り下げた。</p>	<p>監査等委員会設置会社の機関設計では、「監査等委員会」が機関とされるので、厳密な表記に変更した。</p> <p>「不正リスク対応基準」においては、「監査人」と表記しているため、それに即した表記に変更し、併せて、その内容を（ ）書きで補足した。</p> <p>日本公認会計士協会に所属する会員は、同協会の「違法行為への対応に関する指針」を規律として順守することになったため、付記した。</p> <p>日本公認会計士協会の文書では、「監査人」と表記している。その内容を（ ）書きで補足した。</p>
------------------------	--	--	---

	2018年版	2020年版	理由・根拠
監査等のツボ	<p>(1)現任会計監査人を変更して新たな会計監査人を選任する場合、その手続に相当な日時と労力が必要になる。変更理由を明確にし、関係する取締役（経理財務担当取締役を含む）から資料の提供や意見の聴取を行い、候補とする会計監査人が会計監査を行うために必要な独立性や品質管理体制を有しているか、過去の業務実績等に問題はないか等について慎重に検討する。さらに監査計画、監査体制、監査報酬の水準について候補とする会計監査人と直接打ち合わせをすることが望ましい。</p> <p>(2)会計監査人との連携に当たっては監査等委員会自ら働きかけ、会計監査人の監査の環境が適切かどうかを含め、様々な会計上の課題等につき、日ごろから質問等を行うなど、十分なコミュニケーションを図っておくことが重要である。会計監査を担当している監査チームのできるだけ多くの会計監査人とコミュニケーションを図ることが望ましい。</p> <p><新設></p>	<p>(1)現任会計監査人を変更して新たな会計監査人を選任する場合、その手続に相当な日時と労力が必要になる。変更理由を明確にし、関係する取締役（経理財務担当取締役を含む）から資料の提供や意見の聴取を行い、候補とする会計監査人が会計監査を行うために必要な独立性や品質管理体制を有しているか、過去の業務実績等に問題はないか等について慎重に検討する。さらに監査計画、監査体制、監査報酬の水準について候補とする会計監査人と直接打ち合わせを行う。</p> <p>(2)会計監査人との連携に当たっては監査等委員会自ら働きかけ、会計監査人の監査の環境が適切かどうかを含め、様々な会計上の課題等につき、日ごろから質問等を行うなど、十分なコミュニケーションを図っておくことが重要である。会計監査を担当している監査チームの責任者はもとより、できるだけ多くの監査チームのメンバーとコミュニケーションを図る。</p> <p>(5)上場会社等（有価証券報告書提出会社）の場合、監査等委員会は、監査人と「監査上の主要な検討事項（KAM）」について適切にコミュニケーションを行わなければならない。監査人は、「監査上の主要な検討事項（KAM）」を有価証券報告書の財務諸表の「監査報告書」に記載する。「KAM」とは、監査人が、「（金商法に基づく）財務諸表の監査の過程で監査等委員会と協議した事項（重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性等）のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」</p>	<p>文章の末尾を「望ましい。」から「行う。」に変更した。</p> <p>新たな会計監査人の候補についての調査、確認事項の中で、監査計画等の具体的な打ち合わせは、標準的に行う事項とした。</p> <p>会計監査人の代表者のみでなく、監査チームの多くのメンバーとも広くコミュニケーションを図ることを標準的に行う事項とした。</p> <p>文章の末尾を「望ましい。」から「図る。」に変更した。</p> <p>「監査上の主要な検討事項（KAM）」とは、どのようなものであるか、説明を付記した。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">監査等のツボ つづき</p>	<p><新設></p>	<p>を指す。株主等に監査の過程について明らかにするために、「監査意見」とは明確に区別し、監査内容（重点監査事項とその監査方法）の情報として報告するとしている（企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」平成30年7月5日）。</p> <p>(6)「監査上の主要な検討事項（KAM）」についてのコミュニケーションは、期初、期中、期末に次の内容を目安として実施する。</p> <p>①期初では、監査等委員会及び監査人の監査計画作成に当たり、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の候補となる事項（特別な検討を要するリスク、虚偽表示リスク、見積りの不確実性の高い事項等）について報告を受け、質疑応答をする。</p> <p>②期中では、監査人からそれらの候補に関連した監査の過程で意見交換を求められたときは、監査等委員会は適切に対応する。監査人と経営者との意見の相違に関する事項が含まれる場合もある。</p> <p>③監査人から有価証券報告書の監査終了後に「監査報告」に記載する「監査上の主要な検討事項（KAM）」として決定する事項の提示を事前に受け、質疑応答をする。</p>	<p>「監査上の主要な検討事項（KAM）」について、監査等委員会では実務上どのように対応すべきか、例示した。</p> <p>日本監査役協会「監査上の主要な検討事項（KAM）」に関するQ&A集（前編・後編）（2019年）を参考にしている。</p>
---	-------------------	---	--

V. 監査報告

p. 19～p. 21

	2018年版	2020年版	理由・根拠
<p>説明</p>	<p>（監査報告の内容） (3)監査等委員会の監査報告の内容として、次の事項を記載しなければならない。 ⑪監査等委員会と異なる意見がある場合、当該監査等委員の氏名、意見、その理由</p>	<p>（監査報告の内容） (3)監査等委員会の監査報告の内容として、次の事項を記載しなければならない。 ⑪監査等委員会と異なる意見を付記する場合、当該監査等委員の氏名、意見、その理由</p>	<p>⑪について会社法施行規則 131条の文言に即して分かり易い表現に修正した。</p>

VI. 監査等委員以外の取締役の選任・解任・辞任・報酬等についての意見の決定 p. 22～p. 23

	2018年版	2020年版	理由・根拠
監査等のツボ	(1)監査等委員会に対して株主総会での選任・解任・辞任・報酬等の陳述権が与えられている理由は、監査等委員は、監査等委員以外の取締役とは株主総会で区別して選任され、また監査等委員会は、監査等委員である社外取締役が過半数を占めているので、代表取締役やその他業務執行取締役から独立して業務執行を適切に監督することが期待され、同時に、株主に対してその立場に基づく意見を陳述することが期待されているからである。	(1)監査等委員会に対して株主総会での選任・解任・辞任・報酬等の陳述権が与えられている。監査等委員は、監査等委員以外の取締役とは株主総会で区別して選任され、また監査等委員会は、監査等委員である社外取締役が過半数を占めている。したがって、代表取締役やその他業務執行取締役から独立して業務執行を適切に監督することが期待されている。同時に、その立場に基づいて株主に対して意見を陳述することが期待されている。	2018年版原文は、全体が一つの文章になっており、分かりにくいので、複数の文章に分けた。文意は変更していない。

VII. 企業不祥事発生時の対応、訴訟等への対応 p. 24～p. 25

	2018年版	2020年版	理由・根拠
監査等のツボ	<新設>	(1)顕在化した企業不祥事に対して、表面的な再発防止策に終始することなく、不祥事の真因を検証する必要がある。とりわけ最も重要な内部統制の基本的要素である統制環境（経営トップの姿勢や組織風土・文化等）の重大な不備にまで踏み込んだ分析と対応が求められる。リスク分析や不祥事防止策は、執行側が対応すべきものであるが、監査等委員会としては、これらが適切に行われているかを監視する必要がある。 2018年版の番号(1)⇒(2)、(2)⇒(3)、(3)⇒(4)、(4)⇒(5)に順次繰り下げた。	企業不祥事発生時の最も重要な要因である統制環境の状況について監査等委員会として監視することの必要性を付記した。 日本監査役協会「企業不祥事の防止と監査役等の取組」（平成30年12月3日）に同様の趣旨の論点整理が見られる。